

## 第5回 檜原市市有施設再配置検討審議会 会議録

日 時	平成 30 年 2 月 23 日（金） 13：30～16：40
場 所	檜原市役所 分庁舎 4 階 コンベンションルーム
出席者	委員 赤崎会長、藤原委員、植田委員、北浦委員、北 委員、 崎山委員、前川委員、細川委員、小川委員、本塚委員
	事務局 西田政策審議監、中西総務部長、高井総務部副部長 資産経営課：黒田課長、新田課長補佐、米田課長補佐、 原田主査、里中事務員 長大：岡庭、木原、木戸口、田口
欠席者	委員 米田委員、榊谷委員、森本委員、岩田委員、安村委員
資 料	<p>第 5 回 檜原市市有施設再配置検討審議会 次第</p> <p>資料 1 第 5 回 市有施設について考える市民ワークショップ結果報告</p> <p>資料 2 施設分類別基本的方針作成にかかる市の考え方と対象施設</p> <p>資料 3 施設分類別基本的方針（素案）に対する意見まとめ</p> <p>資料 4 「施設分類別基本的方針（素案）」改正（案）</p> <p>資料 5 「施設分類別基本的方針（素案）」【市民ワークショップの意見・取り組みに対する配慮事項】</p> <p>当日配布 第 5 回 檜原市市有施設再配置検討審議会 次第（修正版）</p> <p>当日配布 資料 6 施設分類別基本的方針の考え方の抜粋</p> <p>当日配布 資料 7 施設分類別基本的方針（素案）の抜粋</p> <p>当日配布 資料 8 施設分類別基本的方針（見方）の抜粋</p> <p>当日配布 資料 9 施設分類別基本的方針（見方）の修正案</p> <p>当日配布 檜原市市有施設再配置検討審議会 委員名簿</p> <p>当日配布 施設分類別基本的方針策定の流れ</p>
1. 開会	
事務局	資料確認
委員	開会挨拶
2. 議題	（1）「市有施設について考える市民ワークショップ」の結果報告
事務局	「市民ワークショップ結果報告」の説明 【資料 1 第 5 回市有施設について考える市民ワークショップ結果報告】
委員	この市民ワークショップでは、貴重な意見がよく出されている。ただ、ワークショップの意見がそのまま施設分類別基本的方針に反映されるかどうかは別の問題である。 ご意見等はあるか。
委員	行政機能に関する意見として、「行政機能を本庁舎（新本庁舎）や新分庁舎にまとめる」という内容があるが、新本庁舎の機能は確定していると考えてよいか。

事務局	<p>新本庁舎については、現在、議会でも審議していただいているが、今の本庁舎の場所で、用地を拡大して、新しい庁舎を建てたいという方向で進んでいる。ただ、新本庁舎に持たせる機能については全く決まっていない状態である。</p>
委員	<p>その他の意見として、新駅構想についての記載があるが、現況を教えていただきたい。</p>
事務局	<p>新駅構想については、住民にとって大きな話であるので、市としても重要な案件と捉えている。</p> <p>現況としては、鉄道事業者、奈良県、橿原市の3者で協議を進めているが、それぞれが協力をしないと実現できない案件である。八木西口駅と新駅との関連については、3者の意見が完全に合致しているわけではない。鉄道事業者の考えと市側の考えに相違があり、新駅が必ずできると言い切れる状態には至っていない。当然、市としては八木西口駅が存続した上で新駅を設置していただきたいという考えのもと、継続して協議を行っている状況である。</p>
委員	<p>関連した質問になるが、先般の日経新聞に橿原市が奈良県立医科大学との関係でまちづくりを行うと掲載されていた。新駅構想は奈良県立医科大学の拡充整備と関係しているのか。</p>
事務局	<p>新駅は、奈良県立医科大学のキャンパスが移転することに伴い、病院機能が拡充し、それを契機に新しいまちづくりを考えるという位置づけとなっている。よって、新駅構想は、奈良県立医科大学周辺のまちづくりと深く関わっている。</p>
委員	<p>ワークショップの意見を拝見していると、「人口も増やす対策が必要では」という努力目標的な指摘のほか、「観光交流センターの機能を1つに絞る」、「行政機能を本庁舎（新本庁舎）や新分庁舎にまとめる」、「小学校と中学校を統合する」といった具体的な意見も出されている。努力目標的な意見はさておき、個別具体的な意見の中で、議論の俎上に乗せられない意見などはあったか。意見の濃淡をつける意味で教えてほしい。</p>
事務局	<p>個別具体的な意見をいただいた中で、完全に無理だという意見はなかったように思う。例えば、施設までのアクセスが改善されるのであれば、統合・複合も可能という意見もあった。よって、市として、これは無理だと完全にシャットアウトするような意見はなかったと認識している。</p>
委員	<p>駐車場に関する意見として、「八木駅前北駐車場は存続させる」という内容があり、また、第3回・第4回の審議会で使用した施設分類別基本方針（素案）を見ると、「駐車場回転率は約128%であり、収益率も63%で黒字であるため、需要も高く必要な機能であるため維持する」と記載されている。</p> <p>一時、市民の間では、八木駅前北駐車場は違反建築に近い物件なので取り壊しをせざるを得ないという話が流れた。</p> <p>本審議会で八木駅前北駐車場を存続させるという意見が強かった場合には、そのような内容で答申することは可能か。</p>
委員	<p>八木駅前北駐車場は、違反建築物ではない。既存不適格建築物で、建替えができない建築物である。</p> <p>八木駅周辺のまちづくりについては、大和八木駅周辺地区まちづくり検討委員会を設置しているが、その委員会の答申とは別に本審議会としても答申を出すのかという質問だと思う。</p>

事務局	<p>八木駅前北駐車場は、既存不適格建築物である反面、収益が上がっている施設でもある。八木駅周辺のまちづくりを考える中で、八木駅前北駐車場をどう考えるのかという角度で、大和八木駅周辺地区まちづくり検討委員会で議論をしていた。</p> <p>よって、本審議会で議論していただいている施設分類別基本の方針の中では、八木駅前北駐車場そのものの存否については具体的に触れていただかなくてもいいと考えている。施設を残すとか残さないとか、壊すタイミングといった議論まで踏み込むことは難しいと考えているので、施設分類別基本の方針では、もう少し大きな枠の中でこうあるべきだという方針に留めていただきたい。</p>
委員	<p>八木駅前北駐車場のあり方については、大和八木駅周辺地区まちづくり検討委員会が引き受ける課題である。</p>
委員	<p>その他にご意見等はないか。      続いて、議題（２）前回までの検討事項について、事務局より説明をお願いします。</p> <p><b>（２）前回の審議会での検討事項について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設分類別基本の方針作成にかかる市の考え方と対象施設について       <ul style="list-style-type: none"> <li>【資料２ 施設分類別基本の方針作成にかかる市の考え方と対象施設】</li> <li>【資料６ 施設分類別基本の方針の考え方の抜粋】</li> <li>【資料７ 施設分類別基本の方針（素案）の抜粋】</li> </ul> </li> </ul>
事務局	<p>前回の審議会において、施設分類別基本の方針作成にかかる４つの考え方が、各分類の基本の方針の内容と合致しているのかとの質疑を受けたので、資料２「施設分類別基本の方針作成にかかる市の考え方と対象施設」を用いて、説明する。資料２の左端には、資料６にも示しているが、「施設分類別基本の方針を策定する上での４つの考え方」を記載している。右端には、その４つの考え方にに基づき、導き出した基本の方針の内容を記載し、真ん中には、方針を検討する上での主な視点を記載している。</p> <p>この資料２の考え方をもとに分類ごとの基本の方針を作成している。資料７には例示で小学校の基本の方針を記載している。</p>
委員	<p>只今の説明は、施設分類別基本の方針作成にかかる４つの考え方が、後に議論する施設分類別基本の方針の具体的な方針に合致しているか、という前回の審議会での質問を受けての回答である。</p> <p>なお、資料７「施設分類別基本の方針（素案）の抜粋」についての説明は事例であるので、本格的な議論は後に行う。</p>
委員	<p>この内容で結構だ。</p>
委員	<p>それでは、只今の内容は概ね了承をいただいたとし、後の各分類の中で、合致しているかという視点も踏まえてご意見をいただきたいと思う。</p> <p>それでは、（３）公共施設等総合管理計画の実現に向けた「施設分類別基本の方針（素案）」について、事務局より説明をお願いします。</p> <p><b>（３）公共施設等総合管理計画の実現に向けた「施設分類別基本の方針（素案）」について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分類別の基本の方針について       <ul style="list-style-type: none"> <li>【資料３ 施設分類別基本の方針（素案）に対する意見まとめ】</li> <li>【資料４ 「施設分類別基本の方針（素案）」改正（案）】</li> </ul> </li> </ul>

事務局

前回までの審議会の中で、施設分類別基本の方針（素案）に対して多くの意見をいただいた。その意見の内容を資料 3「施設分類別基本の方針（素案）に対する意見まとめ」に記載している。また、その意見をもとに、施設分類別基本の方針（素案）の内容を改正したものが、資料 4「施設分類別基本の方針（素案）改正（案）」となる。主な改正点は次の 3 点である。

1 点目は、「縮減を図ります」「縮減を検討します」という表現から「縮減します」「縮減を目指し、速やかに再配置計画を策定します」など、実行力を持った表現に変更した。ただし、第三者と協議が必要なものなどについては、「検討します」という表現にしている。

2 点目は、「各地域に配置する子育て系施設と連携し、子どもの療育や子育て相談などに関する情報の共有に努めます。また、利便性を高め、利用しやすい施設とするため、通園バスによる送迎支援を引き続き実施します」や「統廃合や複合化を検討する際には、教育の質の確保や各学校の伝統や地域性の違いを考慮し、地元住民や保護者と協議を行うとともに、通学距離、通学路の安全確保の観点から、必要であれば校区再編成やスクールバス等の交通手段の導入などを行います」など、具体的な取り組みや配慮事項等を基本の方針に記載している。

3 点目は、「予防保全による施設の長寿命化を図り、更新コストの縮減を図ります」という表現から「計画的に長寿命化工事を実施し、適切に施設の維持管理を行います」「統廃合や複合化による更新費用の縮減や施設の定期的な点検を適切に実施し、計画的に修繕を行うことにより、維持管理コストを平準化します」と変更している。

また、個別の分類に対していただいた意見を踏まえ、施設分類別基本の方針（素案）の内容を改正したものが、資料 4「施設分類別基本の方針（素案）改正（案）」となる。左側が改正前、右側が改正後となっている。改正前の欄に赤字、アンダーラインが入っている箇所を、改正後の欄に黄色でマーカーしている内容に改正している。なお、改正を行っていない項目については、改正後の欄に「変更なし」と記載している。

小学校の改正点を説明する。

「保有総量の最適化」の 4 段落目の文章に「速やかに再配置計画を策定します」と、実行する時期を明記した。5 段、6 段落目には統廃合を検討する際の配慮事項を加筆した。

「長寿命化の推進」については、適切な点検を実施することを記載し、長寿命化の推進に関連が薄い「教育環境の向上」に関する文言は削除した。

「経済性の向上」については、予防保全に関する文言を削除し、内容を変更した。

中学校の改正点を説明する。

「保有総量の最適化」の 4 段落目の文章に「速やかに再配置計画を策定します」と、小学校と同様に実行する時期を明記した。

5 段落目には複合化を検討する際の配慮事項を追記した。

「長寿命化の推進」と「経済性の向上」については、小学校と同様の内容を変更した。

給食室等の改正点を説明する。

「保有総量の最適化」については、「配食時間や運搬距離等を考慮し」と、適正規模を検討する際の配慮事項を記載した。

子ども総合支援センターの改正点を説明する。

「経済性の向上」については、「各地域に配置する子育て系施設と連携」、「送迎バスの支援を継続する」と、今後の取り組みを記載した。

	<p>公営住宅の改正点を説明する。 「長寿命化の推進」と「経済性の向上」については、予防保全による施設の長寿命化に関する文言を削除した。</p> <p>改良住宅の改正点を説明する。 公営住宅と同様に「長寿命化の推進」と「経済性の向上」については、予防保全による施設の長寿命化に関する文言を削除した。 「経済性の向上」については、「入居基準等の見直しを検討」と今後の具体的な取り組みを記載した。</p>
委員	<p>今までの審議会での意見を受けての改正点であるが、ご意見等はあるか。</p>
委員	<p>改正後の内容は具体的に記載されていると思う。</p>
委員	<p>それでは、次の分類の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>地区公民館の改正点を説明する。 「保有総量の最適化」については、「稼働率だけで統廃合を決めるのは乱暴ではないか」との意見を受け、「貸室の稼働率が 20%を下回る施設もあることから、新たな活用方法の検討等を行い、利用率の向上を図ります」という文言を削除した。 「経済性の向上」については、「中央公民館や地区公民館同士の連携を深め、多世代交流やコミュニティの形成を促進するなど新たな活用方法の検討等を行い」と、今後の検討事項を記載した。</p> <p>中央公民館の改正点を説明する。 「保有総量の最適化」については、「平成 33 年度末（予定）に本庁舎の建替えが終了し、本庁舎に教育委員会事務局等が集約される予定であるため、中央公民館本館・分館、かしはら万葉ホール、中央体育館を含め、平成 33 年度末までに一体的に機能の整理を行い、再配置計画を作成し」と、具体的な検討期間と、かしはら万葉ホール周辺の活用方法に関する考え方を記載した。 「経済性の向上」については、「対話型民間意向調査（サウンディング調査）等の手法を使うことも含めて民間活力の導入の検討を進め」と、中央公民館周辺施設の活用方法に関する考え方を記載した。なお、中央公民館周辺の文化ホール、こども科学館、中央体育館の基本的方針にも同様の内容を記載している。</p> <p>集会施設の改正点を説明する。 その他の集会施設における「保有総量の最適化」については、「早急に地域とともに周辺類似施設も含め、一体的に必要性を検討します」と、検討する時期を明記した。 「長寿命化の推進」については、予防保全による施設の長寿命化に関する文言を削除した。また、「早急に地域とともに周辺類似施設との統合や廃止を含めた施設のあり方について協議を進めます」と、今後の進め方を記載している。 なお、コミュニティセンター、児童館、共同浴場、老人憩いの家などの周辺類似施設の基本的方針についても、同様の内容を記載している。</p> <p>コミュニティセンターの改正点を説明する。 「保有総量の最適化」と「長寿命化の推進」については、集会施設等と同様に、検討する時期や今後の進め方を記載した。</p> <p>文化ホールの改正点を説明する。</p>

	<p>「保有総量の最適化」と「経済性の向上」については、中央公民館と同様に、具体的な検討期間と、かしはら万葉ホール周辺の活用方法に関する考え方を記載した。</p> <p>図書館の改正点を説明する。 「経済性の向上」については、「他の施設との連携や駅前サテライト図書館などの新しいサービスを検討」と、具体的な取り組みを記載した。</p> <p>博物館等の改正点を説明する。 「保有総量の最適化」については、各施設の概要を詳しく記載した。 こども科学館の「経済性の向上」については、中央公民館等と同様に、かしはら万葉ホール周辺の活用方法に関する考え方を記載した。 昆虫館、歴史に憩う櫃原市博物館の「経済性の向上」については、「周辺施設や公園と連携した事業などを計画するとともに利用料や運営時間等を含め利用率向上に取り組む」等と具体的な取り組み内容を記載した。</p> <p>文化財施設の改正点を説明する。 「長寿命化の推進」については、予防保全による施設の長寿命化に関する文言を削除した。</p>
委員	ご意見等はあるか。
委員	中央公民館の保有総量の最適化にある「平成 33 年度末（予定）に本庁舎の建替えが終了し」という記載内容について、先日、「第 1 回櫃原市新本庁舎建設検討委員会」に出席した際、本庁舎の建替えにあたっては、あまり先入観を持たずに、新しい視点で考えたいという説明があり、新本庁舎の建替え時期や機能については、あまり触れられていなかった印象がある。しかし、本日の資料には、本庁舎の中に教育委員会事務局が入ると記載されている。結局のところ、中央公民館本館、分館、かしはら万葉ホール、体育館について、市はどのように考えているのか。これらの機能を新本庁舎に複合する検討をしているのか。若しくは、教育委員会事務局だけを複合することを検討しているのか。また、中央公民館本館、分館、かしはら万葉ホールについては、現状のまま残るのか。中央公民館の基本的方針に「50%程度の延床面積を縮減します」と記載しているが、イメージが沸きにくい。
事務局	<p>新本庁舎の整備については、どんな機能を持たせるのかは全く未定であるが、少なくとも新分庁舎に窓口機能を集約させたので、その他の部署（クリーンセンター等は除く）については、基本的に新本庁舎に集約することを考えている。また、かしはら万葉ホールについては貸館業務があるので、教育委員会事務局が抜けた施設を有効に活用していく必要があると考えている。</p> <p>中央公民館、中央公民館分館、中央体育館については、耐震性能を満たしていない施設もあるため、そのことも踏まえながら、かしはら万葉ホール周辺施設を一体的に整理していく必要があると考えている。中央公民館の基本的方針に記載している延床面積の縮減率が 50%となっているのは、中央公民館・中央公民館分館の 2 棟のうち、1 棟を壊せば半分はなくなるという前提の縮減目標となっている。かしはら万葉ホール周辺の施設については、今後、個別具体的に再配置計画を作成していく必要があると考えている。</p>
委員	中央公民館に「再配置計画を作成し」とあるが、これは、かしはら万葉ホール周辺施設の再配置計画か、それとも、市全体の再配置計画か。

事務局	現在審議していただいている「施設分類別基本的方針」を策定した後は、それぞれ個別の再配置計画に着手することになる。代表的な例としては、学校関係の再配置計画や、コミュニティセンター周辺の再配置計画、もう1つは、かしはら万葉ホール周辺の再配置計画を考えている。
委員	再配置計画とは、現在の場所で、かしはら万葉ホール周辺施設の再編を考えていくという意味か。
事務局	そういうことだ。
委員	かしはら万葉ホール周辺に関連する話であるが、奈良県が公表している予算資料の中で、奈良県立医科大学周辺のまちづくり構想の範囲が示されており、そこには、かしはら万葉ホール西側の駐車場や池まで含んでいた。かしはら万葉ホール周辺施設の再配置計画について記載するのであれば、奈良県立医科大学周辺のまちづくり構想と、かしはら万葉ホール・中央体育館・中央公民館等のあり方を連動して考えたほうがよいのではないか。
委員	今の意見は、かしはら万葉ホール周辺の再配置計画について記載するのであれば、奈良県立医科大学周辺のまちづくりのあり方まで踏み込んで記載してはという趣旨か。
委員	踏み込んで記載しなければ計画は進まないと思う。
事務局	確かに、奈良県立医科大学周辺のまちづくり構想には、かしはら万葉ホール西側の池周辺もエリアに入っている。受益地であるので、池がどうなるか分からない部分もあるが、奈良県立医科大学周辺のまちづくり計画まで踏み込んで記載しなければ、かしはら万葉ホール周辺の個別計画は進まないと思う。
委員	新本庁舎がどのような機能を持つのか既に決まっていれば話が違ってくるが、この施設分類別基本的方針の第一歩が本庁舎の建替えではないかと思う。おそらく、新本庁舎も別の委員会を開催されると思うので、図書館や公民館などの機能を新本庁舎に複合させる、といった議論をするのは市有施設再配置検討審議会ではないと思っていた。しかし、本庁舎の議論は、かしはら万葉ホール周辺の再配置計画の話にも波及するので、施設分類別基本的方針の第一歩の具体的な取り組みとして、市有施設再配置検討審議会でも検討する必要があるのではと思う。
委員	非常に重要な内容なので、各委員の意見を伺う。
委員	市有施設再配置検討審議会の役割がどこまであるのかという議論であるが、常に本審議会でも気をつけていることは、どうすれば方針が絵に書いた餅にならずに、具体化できるかということである。その一つに、「検討する」ではなく、具体的な内容を記載することを提言させていただいた。本庁舎については、市有施設再配置検討審議会が果たす役割として与えられるのであれば、それはぜひ議論したいと思う。
委員	市有施設再配置検討審議会の最終目的は、延床面積の縮減とコスト削減だと理解している。よって、今後の選択肢を広めておかないと、後で調整が効かなくなるのではと思う。先ほど、委員がおっしゃったことは、奈良県立医科大学周辺のまちづくり構想として、施設を集約できるかもしれないという趣旨か。

委員	アリーナ構想も聞いたことがあるので、それに付随して中央体育館等の施設を集約できるのであれば、集約していったと思う。
委員	アリーナ構想があるのであれば、委員が発言された内容も選択肢に入れて柔軟性を持たせないと、後で修正が効かなくなると思う。
委員	アリーナ構想は初めて聞く内容であるが、色々な情報も入れながら、検討していく方向がいいと思う。
委員	詳しい内容は存じ上げていないが、各施設をピンポイントで考えるのではなくて、視野を広げて考えたほうがいい。
委員	アリーナ構想が実現できるのであれば、中央体育館やかしはら万葉ホール一体が文化や運動の機能を集中されたスペースになればよいと思う。
委員	アリーナ構想も含めた中で話をしたほうがよいと思う。
委員	私は市有施設再配置検討審議会の役割から新本庁舎に関する議論を切り離していただきたいと思っている。なぜならば、本審議会では既存の施設に対する方針を審議しており、これに新本庁舎の審議まで絡めると、審議内容が大きくなりすぎて収拾がつかなくなるのではないかと考えている。 これから、新本庁舎についても市民ワークショップにより市民の意見を把握し、本庁舎建設検討委員会で検討されると思う。市有施設再配置検討審議会で新本庁舎の機能を検討することは、時間的な面と、意見がまとまるのかという疑問を抱いている。
委員	新本庁舎の建替えに関する審議については、本審議会でも議論する必要はないという意見か。
委員	そうだ。 それと、「平成 33 年度末（予定）に本庁舎の建替えが終了し」という表現を削除し、単に「中央体育館を含めた再配置計画を作成し、50%程度の縮減を図る」としてはどうか。要するに、既存の施設について見直しをするという趣旨の方がよいのではないか。
委員	事務局としての意見はいかがか。
事務局	事務局としては、先ほど委員がおっしゃったように、市有施設再配置検討審議会と新本庁舎の建替えに関する議論は切り分けた方がよいと考えている。その一番の理由は、今後のスケジュールから考えても、終焉に向かうことができなくなる可能性がある。 また、県の計画の情報が今後も新しく加わってくると思うが、その辺については、現在審議していただいている施設分類別基本方針を策定した後の個別計画の中で反映されるのがよいと考えている。
委員	教育委員会事務局が新本庁舎に集約されると、面積が縮減されることになるのか。
事務局	延床面積の縮減については、建物を除却しないと縮減したことにはならない。よって、引っ越しだけでは削減にはつながらない。

委員	本庁舎建設検討委員会は既に開かれているのか。
委員	既に審議は始まっている。
委員	その委員会では、新本庁舎にどういう機能を入れるかについても、幅広く議論をするのか。
事務局	そういうことだ。これから検討していく予定である。
委員	本庁舎建設検討委員会で機能まで決めていこうとされているのであれば、市有施設再配置検討審議会で決める必要はないと思う。 ただ、施設分類別基本の方針を具体的に進めるうえで、前期、中期等、一定期間ごとに進捗管理を行い、個別計画の内容を施設分類別基本の方針側にインプットしていく必要がある。そのような進捗管理を図りながら、40年間で目標を達成できるシナリオが書けるのであればよい。 ただ、教育委員会事務局については、新本庁舎に移ると思うので、施設分類別基本の方針の実効性を高める意味でも、市有施設再配置検討審議会で議論しておく必要があると思う。
委員	先ほどから申し上げているとおり、常に実効性とスケジュール感を持たせた方針にすることが非常に重要だと思っている。現在、本庁舎の建替えが検討されているので、その時期に合わせて「中央公民館本館・中央公民館分館、かしはら万葉ホール、中央体育館を含め、平成33年度末までに一体的に機能整理を行い」という内容が、非常にスケジュールとして具体性があるので、関連づけたいと思う。 もし、かしはら万葉ホール周辺の再配置計画に議論があるならば、この文言は削除してもよいと思うが、個人的な意見としては、本庁舎の建替え構想の検討と合わせて、中央公民館一体の機能整理を行うという文言は、是非明記していただきたい。
委員	委員と同意見だ。再配置計画の作成までは書かなくてもよいと思う。
委員	既存の建物の話をするのか、それとも新しくできる施設も含めての縮減していくのか、それをはっきり決めなければならない。「平成33年度末(予定)に本庁舎の建替えが完成し」という記載をしていたので、奈良県立医科大学周辺のまちづくりとの関係も出てくるという意見を出したのだ。
委員	本庁舎の建替えについては、議会も了承されていて、平成33年度末までに絶対に建替えをするのか。
事務局	了承はいただいたが、平成33年度末の完成は絶対ではない。平成33年度末というのは市側の目標である。
委員	そうであれば、平成33年度を外したらどうか。
委員	外したほうがよいと思う。
委員	新本庁舎は概ね建替えという方向がある中、かしはら万葉ホール周辺の機能整理を記載した方がよいというのが全体の意見なので、各委員の意見を踏まえて訂正していただきたい。

	<p>それでは、次の分類の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>駐車場については、大きく内容の変更はしていない。 自転車駐車場についても、大きく内容の変更はしていない。</p>
委員	<p>駐車場の「長寿命化の推進」に「八木駅前北駐車場の長寿命化工事等」の記載がある。八木駅前北駐車場は、八木駅周辺のまちづくりの方向性と連携し、施設のあり方を検討する必要があるので、「八木駅周辺のまちづくりの方向性と連携しながら検討します」と変えておいたほうがよい。</p>
事務局	<p>八木駅前北駐車場については、大和八木駅周辺地区まちづくり検討委員会で検討されているので、「八木駅周辺のまちづくりの方向性と連携しながら検討します」と記載したい。</p>
委員	<p>それでは、次の分類の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>斎場・墓園の改正点を説明する。 「経済性の向上」については、「多様化している葬儀に対応できるように改修を行う」と、改修の方向性を記載した。</p> <p>その他施設の改正点を説明する。 「経済性の向上」については、「更なる利用者の増加に向けてPR等を行い、費用対効果を向上させる」と、PRを充実させることを記載した。</p> <p>環境施設については、大きく内容の変更はしていない。</p> <p>幼稚園の改正点を説明する。 「経済性の向上」については、「民間施設との連携を図り、地域ごとの設置状況を考慮しながら、統廃合やこども園化への移行を検討する」と具体的な取り組みを記載した。</p> <p>こども園の改正点を説明する。 「経済性の向上」については、「民間施設との連携を図り、指定管理者制度の導入を検討」と具体的な取り組みを記載した。</p> <p>児童館の改正点を説明する。 飛騨児童館・大久保児童館については、コミュニティセンター等と同様に、「保有総量の最適化」と「長寿命化の推進」に、具体的な検討時期と今後の進め方を記載した。</p> <p>放課後児童健全育成施設の改正点を説明する。 「経済性の向上」については、「今後は、小学校の余裕教室等を利用した複合化を優先的に進め、更新コストの縮減を行う」と、今後の方向性を記載した。</p> <p>子育て施設の改正点を説明する。 「経済性の向上」については、「公共交通によるアクセスが悪いため、コミュニティバス等、誰もが簡単にアクセスできる方法等を検討」と記載した。</p> <p>庁舎等の改正点を説明する。 「保有総量の最適化」については、「本庁舎への集約により空きスペースが発生するかしはら万葉ホールについて、かしはら万葉ホール周辺施設とともに平成33年度末までに検討する」と記載したが、先ほどからの委員のご意見を踏まえて修</p>

	<p>正する。</p> <p>消防施設については、大きく内容の変更はしていない。</p> <p>倉庫についても、大きく内容の変更はしていない。</p> <p>スポーツ施設の改正点を説明する。 中央体育館の「長寿命化の推進」と「経済性の向上」には、中央公民館と同様に、周辺施設全体の活用方法に関する考え方を記載した。 飛騨体育館については、コミュニティセンター等と同様に「保有総量の最適化」と「長寿命化の推進」に、具体的な検討時期と今後の進め方について記載した。</p>
委員	ご意見等はあるか。
委員	<p>現在、5つのこども園が存在しているが、幼稚園については、こども園化の方向で子育て支援をしていただきたいと思う。</p> <p>また、放課後児童健全育成施設については、小学校の空き教室を利用することで、延床面積を縮減することが可能になると思う。</p>
委員	本市のこども園には、1つの建物に集約している施設と、分園方式で運営している施設がある。今後、面積を縮減していくには、こども園を1つの施設に集約する必要があると思う。現在のこども園は、なぜ分園方式になっている施設があるのか。
事務局	現在のこども園を開始する際に、新たな建物を造って運営できればよかったが、財政的にも厳しいため、既存の幼稚園・保育所の建物を活用して幼保一元化の実現を図った。よって、分園方式で運営している施設が存在している。
委員	幼稚園とこども園の方針として「民間施設との連携」と記載されているが、どのような民間施設との連携を考えているのか。
事務局	こども園については、市として今後拡充していくことを考えている。ただ、保育士不足等の問題もあり、直営方式でこども園を拡大していくことはハードルが高いため、認定こども園を設置し、それを指定管理者制度により運営する方法は可能ではと考えている。
委員	「民間施設との連携」とは、幼稚園もこども園も私立に委託するということか。
事務局	幼稚園については、直接では委託できないので、保育機能を付与して認定こども園とし、それを指定管理に出すことは可能と考えている。
委員	究極の言い方かもしれないが、橿原市は子育てを放棄するのか。
事務局	現状、正規職員が足りず、非常勤職員を採用しているが、それでも保育士の確保が難しい状態となっており、直営でこども園化を拡充していくのは相当厳しい。決して保育や幼稚園教育を放棄するのではなく、こども園化を進めるという道を選択するならば、民間の力を借りないと実現は難しい状況である。
委員	30年も前から正規の幼稚園職員を採用しなかったもので、こういう事態になってい

	<p>るのだ。</p>
委員	<p>他の市町村では、こども園化に向けた対応として、保育の必要人数を精査し、公立と私立の役割などを記載した計画を作成されている。檀原市では、その計画ができていないので、議論をする土台がない。保育を必要とする具体的な人数は算出できると思うので、まずは計画を作ることを一にし、今後の予想を見ながら議論をしていく必要がある。</p>
委員	<p>市内10箇所にある幼稚園の全てをこども園化というのは無理だと思うので、市としての方向性が必要ではと思う。</p>
委員	<p>こども園化に向けた方針は決まっていないのか。決まっていないなら、はっきりしてほしいということだ。</p>
事務局	<p>市としてはっきりした方針はまだ決まっていない。こども園化を拡充したいという市長の思いはあるが、具体的な計画については全く白紙の状態である。具体的な中身が決まっていないのに幼稚園、こども園に記載している「民間施設との連携」と記載している表現は、不適正な表現になっているかもしれない。</p>
委員	<p>削除も含めて検討してほしい。</p>
事務局	<p>検討する。</p>
委員	<p>次の分類の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>その他福祉施設の改正点を説明する。 コミュニティセンター等と同様に、「保有総量の最適化」と「長寿命化の推進」に、具体的な検討時期と今後の進め方を記載した。</p> <p>障がい者福祉施設については、大きく内容の変更はしていない。</p> <p>レクリエーション施設の改正点を説明する。 福祉センターやわらぎの郷の「保有総量の最適化」については、「対話型民間意向調査（サウンディング調査）等の手法を使うことも含めて、民間活力の導入可能性を調査し、民間移譲や廃止を検討する」と、今後の方向性を具体的に記載した。</p> <p>保健施設については、大きく内容の変更はしていない。</p> <p>その他保健施設の改正点を説明する。 コミュニティセンター等と同様に、「保有総量の最適化」と「長寿命化の推進」に、具体的な検討時期と今後の進め方を記載した。</p> <p>観光案内所の改正点を説明する。 「経済性の向上」について、「多言語対応が可能なスタッフの配置」と、具体的な取り組み内容を記載した。</p> <p>観光トイレについては、大きく内容の変更はしていない。</p>
委員	<p>共同浴場については、地元の方も使っているのか。</p>

事務局	<p>共同浴場は市内2カ所に設置しており、誰でも利用でき、そこそこ利用されている。</p>
委員	<p>他に意見はないか。  特段なければ、全分類の説明を受けたことにするが、全て了承した訳ではないので、委員の意見を踏まえて修正し、次回提案していただきたい。  それでは、暫時休憩する。</p> <p>(休憩)</p> <p>・市民ワークショップの意見及び取り組みに対する配慮事項について  【資料5 「施設分類別基本の方針（素案）」（市民ワークショップの意見・取り組みに対する配慮事項）】  【資料8 施設分類別基本の方針（見方）の抜粋】  【資料9 施設分類別基本の方針（見方）の修正案】</p>
委員	<p>それでは、議題（3）の2、市民ワークショップの意見・取り組みに対する配慮事項について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>まず、施設分類別基本の方針の全体レイアウトを変更したので、その内容を説明する。元々は資料8に示すように、（3）基本の方針の中に「①基本の方針」、「②取り組みに対する配慮事項」、「③市民ワークショップの意見」の順で記載していた。それを今回、資料9に示すように、（3）市民意向及び配慮事項の中に、「①市民ワークショップの意見」、「②取り組みに対する配慮事項」を先に記載し、その後（4）基本の方針を記載する並びに修正している。これは、（3）「①市民ワークショップの意見」を踏まえた上で、「②取り組みに対する配慮事項」と（4）基本の方針を導き出しているため、その作成過程の順に変更している。</p> <p>続いて、市民ワークショップの意見と取り組みに対する配慮事項を説明する。「市民ワークショップの意見」については、現在実施している「市有施設について考える市民ワークショップ」で出された意見を記載しており、統合や民営化、廃止など、再編に対する考え方や利便性向上のための改善策など、基本的にはワークショップで出されたすべての意見を記載している。</p> <p>「取り組みに対する配慮事項」については、「市民ワークショップの意見」を踏まえた上で、今後配慮していかなければならない内容や、新たな検討が必要な内容をまとめている。</p> <p>小学校の配慮事項を説明する。  小学校については、通学路の安全対策や通学距離に大きな差異が発生しないよう配慮することと、遠距離通学が発生した場合にはスクールバス等の支援を検討することを記載している。また、子育て関連施設や地区公民館等を小学校に複合する際には、適正な動線と管理区分の整備に配慮するとともに、階段やトイレ等の整備についても配慮することを記載している。</p> <p>中学校の配慮事項を説明する。  中学校については、基本的には小学校と同じ文言を記載している。</p> <p>給食室等の配慮事項を説明する。  給食室については、共同調理場への集約の際には、配食時間に大きな差異が発生しないことや衛生管理に配慮することを記載している。</p>

	<p>子ども総合支援センターの配慮事項を説明する。 子ども総合支援センターについては、子育て関連施設との連携を強化し、子どもの療育や子育て相談に関する支援の提供ができる体制を強化させることを検討することを記載している。</p> <p>公営住宅の配慮事項を説明する。 公営住宅については、公営住宅の縮減にあたり、現状の入居状況や大規模改修・建替えの時期を踏まえながら、改良住宅も含めた中での再編を進めることと、民間施設の活用などを検討することを記載している。</p> <p>改良住宅の配慮事項を説明する。 改良住宅については、現状の入居状況や大規模改修・建替えの時期を踏まえながら、公営住宅も含めた再編を進めることと、入居基準等の見直しを検討することを記載している。</p> <p>地区公民館の配慮事項を説明する。 地区公民館については、複合化の際には、子育て関連施設や小中学校などの多世代交流や、にぎわいづくりを生み出すことを検討することを記載している。また、地区公民館を小中学校等に複合する際には、適正な動線と管理区分の整理に配慮することを記載している。</p> <p>中央公民館の配慮事項を説明する。 中央公民館については、アクセスが悪く、イベント開催時には駐車場が不足しているので、コミュニティバス等の連携を検討することと、インターネットを活用して全市有施設の空き状況の検索や利用申請が一元的にできるシステムの構築を検討することを記載している。</p> <p>集会施設の配慮事項を説明する。 集会施設については、公営住宅の附帯施設として整備された集会施設も含めて、集会施設の再編する際には地域のコミュニティが維持できるように配慮することを記載している。</p>
委員	<p>一旦、ここまでの分類で審議する。 取り組みに対する配慮事項として、「検討します」と記載されているのは奇異に感じる。また、取り組みに対する配慮事項に基本的方針を述べるわけではないと思うが、そもそも、取り組みに対する配慮事項には何を書くのか疑問に思うが、いかがか。</p>
委員	<p>例えば、公営住宅と改良住宅について、施設分類別基本的方針の策定後に、住宅部局が住宅再整備計画などの具体的な計画を作成していけば、この審議会の役割も更に強まると思うが、単に「検討します」と記載しているだけでは、一体何を検討するのかという印象を受ける。「再編計画を作成し、検討します」という内容であれば、まだ理解できるが、「再編を進めます」では一体何をするのかと思う。</p>
委員	<p>そもそも取り組みに対する配慮事項のモデルは何かで決まっているのか。</p>
事務局	<p>配慮事項については、形式が決まっているものではなく、市が独自で今後、計画を進めていく上で配慮しなければならないことを記載している。今回、施設分類別基本的方針を作成する上で、市民意向を把握するために市民ワークショップを開催し、様々な意見をいただいている。その意見の中で、市が考える方向性と合</p>

	<p>致している意見については、基本の方針に反映している。一方で、基本の方針まで至らない意見も多数出ている中、今後、施設分類別基本の方針に基づいて個別計画等を進めていく中で配慮しなければならない事や、新たな検討が必要と思われる内容を記載している。</p>
委員	<p>この「取り組みに対する配慮事項」には、施設分類別基本の方針を策定する際の配慮事項を書くのではないのか。</p>
事務局	<p>基本の方針を進める上での配慮事項だ。</p>
委員	<p>市民ワークショップの意見を受けての配慮事項を記載するはずだと思うが、改良住宅には「何々を進めます」「再編を進めます」と書いた後、「何々を検討します」と書いてある。地区公民館には、「何々を検討します」と書いた後、「配慮します」と書いてある。そもそも、「検討します」は配慮事項なのか。</p>
委員	<p>「市民ワークショップの意見」には、元々、たくさんあった意見の中から、市が意見を抽出してまとめられていると思う。その意見を抽出する作業に市の判断が入っていると思うが、「取り組みに対する配慮事項」で更に意見をまとめている形になっていると思う。要するに、「市民ワークショップの意見」の中から、配慮する意見と配慮しない意見があるように思う。なので、配慮事項というプロセスをつけた段階で、「私の意見はどこに行ったのか」という疑問が生まれてしまう。</p> <p>確かに「検討します」という表現は私もおかしいと思うが、そもそも、「取り組みに対する配慮事項」として抜き出していること自体が適切な作業なのかと感じる。市民ワークショップの意見があって、それを反映した形で基本の方針があるというプロセスだけでよいと思う。</p>
委員	<p>事務局はなぜ配慮事項を入れたのか。</p>
事務局	<p>「市民ワークショップの意見」については、ワークショップで出た同類の意見をまとめて記載しており、基本的にはすべての意見を記載している。その中で、基本の方針はワークショップの意見を踏まえているが、施設分類別基本の方針に反映しなかった意見もある。その反映されない意見については、基本の方針には反映できないけれども、こういう配慮をしなければいけないであろうという内容を書いている。</p>
委員	<p>もし書くのであれば、順番が違う。基本の方針を作る際に、実はこういう点にも検討したが基本の方針には反映できなかったという目線かと思う。</p>
委員	<p>市民ワークショップの意見があって、本当に的外れな意見は取り扱う必要はないと思うが、貴重な意見もあった。その中で、予算がない等の事情で施設分類別基本の方針に反映されなかった意見については、きちんと説明をするべきではと思う。</p> <p>もう一度、事務局より説明していただきたい。</p>
事務局	<p>取り組みに対する配慮事項に記載する内容として、委員がおっしゃるように「検討します」や「配慮します」などの書きぶりについては、確かに違和感があると思う。</p> <p>記載するのであれば、「配慮」「検討」と体言止めで記載すれば読めると思う。現在お示ししている資料のレイアウトとして、市民ワークショップの意見、取り</p>

	<p>組みに対する配慮事項、基本の方針という並びになっているのは、ワークショップの意見を参酌しながら、最終的な基本の方針に繋げる間の事務局側の留意願いたい事項を「取り組みに対する配慮事項」に記載している。</p>
委員	<p>例えば、改良住宅には5つの市民意見が記載されているが、その意見が取り組みに対する配慮事項の文章につながらない。</p> <p>また、先ほどの議論で「検討します」とか「進めます」という表現については、事務局から提案されたように「生み出すこと」とか、「適正な動線と管理区分の整理」と言い切れればよい。</p> <p>ただ、取り組みに対する配慮事項に記載されている内容が、市民ワークショップの意見を受けて記載されているのか、それとも大局的な見地から市で加筆されたのか、どちらか。</p>
委員	<p>私は後者だと思っている。この配慮事項に記載されている内容は、事務局が市民ではなくて、本審議会に対して弁解している趣旨ではないのか。</p>
事務局	<p>例えば、改良住宅であれば、元々の地区改良事業により設置した経緯や「部落差別の解消の推進に関する法律」も施行されている中で、空き室があるのであれば、事業に協力された方だけでなく、住宅困窮者に提供することも考えられる。</p> <p>事務局として、これらの状況を各委員に知っていただきたいという思いから「入居基準の見直しを検討する」という書きぶりにしている。</p>
委員	<p>他の委員はいかがか。</p>
委員	<p>最初は、市民ワークショップ意見に対する配慮という感じで受けとめていたが、先ほどの話を聞くと、基本の方針を作成する上での配慮事項と認識している。</p>
委員	<p>例えば「今後の審議会での検討する上での事務局からの指摘事項」という内容であれば、我々も理解できる。</p>
委員	<p>本審議会が市長に答申する文章を作成しているという認識でご意見をいただきたい。</p>
委員	<p>資料9のレイアウトでは、市民ワークショップの意見、取り組みに対する配慮事項、基本の方針という並びになっているが、取り組みに対する配慮事項というプロセスは施設分類別基本の方針には必要ないかと思う。</p> <p>ただ、本審議会での検討する資料として事務局側が抜き出したということであれば理解できる。</p>
委員	<p>私も思う。</p> <p>他の委員はいかがか。</p>
委員	<p>それでよいと思う。</p>
委員	<p>市民側に立って取り組みに対する配慮事項を見た場合、市民から出された意見を進める時に留意しなければならない事項と読み取れる。</p>
委員	<p>市民ワークショップのグループ討議の中から、「今まで私たちが出した意見の中から、市はどれだけ聞いてくれるのだろう」という参加者からの声があった。</p>

	資料5の市民ワークショップの意見は割とうまくまとめていると思うが、取り組みに対する配慮事項については、市としてできるのか、できないのか、そこを市民は聞きたいと思う。いろんな条件があってもできないのは分かるが、丁寧に説明したほうが、市民も納得できると思う。
委員	私もワークショップに何度か参加しているが、市民らの意見がある中で、どういうプロセスで基本の方針が作成されたのか、わからないと思う方もいると思う。配慮ではなく、こういう意見が出されたが、予算の問題等もあって全部反映できるものではないので、基本の方針を作成するにあたって、特に留意した点はこんな点だということ添えるとよいかと思う。
委員	記載する場所はどこがよいか。
委員	今の場所でもよい。
委員	ワークショップに参加された方にとっては、自分たちが考えた意見が反映されなかった場合には、その理由が欲しいと思う。反映されなかった意見全てに理由を書く必要はないと思うが、各分類でせめて1つだけでも反映できなかった理由を書くほうが、留意事項として曖昧に書くよりもわかりやすいと思う。
委員	只今の委員の意見に賛成だ。意見を反映できなかったとしても、それを説明していただけたら、参加者は市民ワークショップの全ての意見を見てくれたと感じると思う。
委員	ただ、記載する場所は考える必要があると思う。現在記載している場所がいいかどうかは検討の余地があると思うが、他の委員はいかがか。
委員	委員のおっしゃる意見もそのとおりだと思うが、改めて取り組みに対する配慮事項を確認していると、「公営住宅の縮減にあたっては」とか、「統廃合にあたっては」など、何をやるのかという取り組み内容を冒頭に記載されている。なので、基本的にやることを記載されているので、今後の取り組みを進める上で配慮が必要というつもりで書かれていると理解した。なので、配慮事項でも留意事項でもいいが、その項目はあってもよいと考えている。だから、基本の方針で方向性を打ち出し、その方針を進めていくときには市民ワークショップの意見も取り入れて進めていくという構成でよいかと思う。
委員	それでは、各委員の意見も踏まえて、記載するのであれば、記載する場所も踏まえて事務局で検討すること。 また、先ほどの事務局からの説明では、本審議会に対する説明だとおっしゃったが、市民に対して説明する気持ちに変えて修正していただきたい。
委員	配慮事項の記載場所は、基本の方針の下の方がよいかもしれない。
委員	もしくは、上でもよい。事務局で検討すること。 他にご意見はないか。
委員	子ども総合支援センターの配慮事項に「子育て関連施設の連携を強化し」と記載されているが、幼稚園の年齢になってからその子に発達障がいがあるなどが分かるわけではなく、赤ちゃんの時にわかるので、健康増進課や子育て支援課等の行

	政機関とも連携することを加筆してほしい。
委員	各委員に諮るが、残りの分類について同じような説明を受けるか、それとも、本日の意見を踏まえて事務局で修正して、次回に審議を行うか、いかがか。
事務局	資料に記載している配慮事項は、市民ワークショップの意見を確認した上で、委員の方にも、市民の意見を知っていただきたい思いで記載している。先ほど委員から、基本の方針に反映できなかった意見を1つ選び、理由をつけて記載するとの意見をいただいたが、我々がもう一度、配慮事項を選びなおして記載してよいか確認したい。
委員	施設分類別基本の方針を生み出すためのプロセスとして、市民ワークショップがあり、そのワークショップの意見が基本の方針に反映されていることが必要と考えている。しかし、取り組みに対する配慮事項を入れることで、自分たちの意見がどのように反映されて基本の方針ができたのかと参加者が疑問に陥るわけだ。なぜならば、取り組みに対する配慮事項で一旦整理されているからだ。しかも、「検討します」と書いていること自体が、基本の方針の作成過程の段階でおかしな作業となっている。要するに、検討すると言っている内容は基本の方針になっているはずなので、二重に議論していることになる。大事なことは、市民ワークショップの意見が反映されているかどうかであるが、取り組みに対する配慮事項を入れることで、途中に行政的な見解が入ることになる。基本の方針を作成するまでの過程としての議論としてはあってもよいが、答申に「取り組みに対する配慮事項」は要らないと思う。
委員	基本の方針に反映されなかったワークショップ意見の理由については、記載しなくてもよいということか。
委員	不要ではないかと思う。というのも、ワークショップの意見に書かれている内容の全部を反映できるものでもない。もし、基本の方針に反映されなかった理由を書くべきだと心配されているのであれば、市民ワークショップの意見をまとめず、できるだけ生の意見を入れる方がよいと思う。
委員	ただ、個人的には、基本の方針の前に、反映できなかった全ての意見を書いているわけではないということ前提にした上で、予算がないからとか、社会システムがまだできていないからとか、理由を幾つか挙げて記載した方がよいと思っている。 そこで、各委員に諮らせていただく。5ページ以降を今から検討するかどうかだが、説明を受けずに、次回、事務局で再検討された案を審議しようと思うが、いかがか。
委員	資料の見せ方について、小学校、中学校…と順番に並んでおり、どこが重要なポイントか分かりにくい。本審議会の目的は延床面積を減らすことなので、各分類の面積が全体の何%なのか、円グラフなどをつけると、どのぐらいの割合を占めている分類か分かりやすいと思う。
事務局	資料に記載している分類は、大分類単位の延床面積が大きい順に並べている。面積割合については、第4回審議会資料5「施設分類別基本の方針（素案）はじめに～フォローアップ」に記載している。
委員	市民が見たときに分かりやすいように、円グラフをつけたらどうかという意見で

事務局	<p>あるので、検討していただきたい。</p> <p>取り組みに対する配慮事項について、各委員からの指摘をいただき、留意事項としてどのように記載するのがよいのか、事務局として再度検討したいと考えている。また、委員から指摘があった、方針に反映できなかった事例を記載することは、相当難しいと考えている。なぜならば、反映できない理由のほとんどが「予算がないから」になってしまうからである。</p> <p>また、配慮事項の位置づけについて、実は事務局の中でも考えに相違があった。担当者が思っていたのは、今後進めていく上での配慮すべき事項という思いだったが、私は全然違うことを考えていた。</p> <p>担当者の説明を繰り返すと、今後の取り組みについて気にしなければならないことを配慮事項に記載するという趣旨であったので、記載する場所が適切ではなかったと思う。</p>
委員	<p>資料8の当初案には、基本の方針の下に取り組みに対する配慮事項がある。元々の担当者の思いでは、基本的な方針を進める上での配慮事項という説明であったと理解したので、その内容であれば、基本の方針の下に取り組みに対する配慮事項があれば理解ができる。ところが、資料9では全く違った配置になっているので、違和感がある。</p>
委員	<p>市民ワークショップの意見を聞いた後、基本の方針を決めたというたてつけにする必要があると思う。</p>
委員	<p>それでは、6ページ以降は省略する。</p> <p>第6回の審議会は、基本の方針案を検討する大事な会議となる。第6回審議会で実質的な審議を終え、第7回審議会は答申を作るというスケジュールになる。そこで、第6回審議会については、時間割をうまく考えないと全部できないので、午前から審議を行い、昼食を挟んで午後からも審議を行うことも考えられるので、各委員のご理解をいただきたい。</p>
3. その他	<p>その他について</p>
事務局	<p>次回、第6回市有施設再配置検討審議会は平成30年5月22日（火）、場所は大和信用金庫3階の第3会議室を予定している。</p> <p>第6回審議会の詳細については、開始時間も含めて改めてご案内申し上げますので、よろしくお願ひしたい。</p> <p>本日の会議録は、前回と同様に、各委員の確認後、署名委員にご確認いただき、送付する。</p> <p>今回の署名委員は赤崎会長と崎山委員にお願いする。</p> <p>《終了》</p>